

老発0815第2号  
平成26年8月15日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第98号)については、本日公布され、本日から施行することとされております。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 改正の趣旨

介護サービス事業者等が審査支払機関に対して行う費用の請求に関して、審査支払事務の一層の効率化を図る等の観点から、原則として、請求方法を伝送又は電子媒体による請求に限定するものであること。あわせて、伝送又は電子媒体による請求が困難である介護サービス事業者等に配慮するため、一定の場合には書面による請求を可能とする例外規定を設けるものであること。

### 第二 主な改正の内容

#### 1 伝送又は電子媒体による請求への限定

現行の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)においては、支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等に

については、当分の間、書面による請求を可能としているところ。

こうした事業所等について、引き続き書面による請求を行おうとする場合には、平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行うものとし、届出を行わない場合には、平成 30 年度以降は伝送又は電子媒体による請求に移行するものであること。（附則第 2 条関係）

## 2 伝送又は電子媒体による請求の例外を規定

あわせて、次に掲げる事業所等については、平成 30 年度以降も書面による請求を可能とする例外規定を設けるものであること。（附則第 3 条及び第 4 条関係）

- (1) 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成 30 年 3 月 31 日においていずれも 65 歳以上である事業所等であって、その旨を平成 30 年 3 月 31 日までに審査支払機関に届け出たもの。

ただし、当該事業所において、平成 30 年 3 月 31 日における年齢が 65 歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届け出るものとし、当該届出の日の属する月の翌々月以降は伝送又は電子媒体による請求に移行することとする。

- (2) 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの

- ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
- ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
- ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る）
- ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
- ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）

※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらか

じめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあつては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

### 第三 その他

#### 1 インターネット請求化について

「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」（平成 26 年 1 月 23 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてもお知らせしているとおり、サービス事業所等から審査支払機関に対する請求方法のうち、「伝送」については、これまで ISDN 回線によることとしてきたが、平成 26 年 11 月以降、インターネット回線による請求を可能とすることとしている。

また、ISDN 回線による請求を行うことができる期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

#### 2 インターネット請求を行う際の電子署名について

「伝送」による請求をインターネットによって行うときは、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、事業者等が保持する証明書により、電子署名及び認定業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく電子署名を行い、その電子証明書を添付することとする。